

○糸魚川市健康づくりセンター条例

平成22年 6 月14日

条例第22号

(設置)

第1条 市民の健康づくりの推進を図るとともに、市民に憩いとふれあいの場を提供するため、糸魚川市健康づくりセンター（以下「健康づくりセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 健康づくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
糸魚川市健康づくりセンター	糸魚川市大字須沢2049番地1

(施設)

第3条 健康づくりセンターに次の施設を置く。

- (1) フィットネスルーム、スタジオ、温浴施設、休憩室及び附属施設
- (2) プール、多目的室及び附属施設

(事業)

第4条 健康づくりセンターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 運動を取り入れた健康づくりの指導及び助言に関すること。
- (2) 健康づくり教室、水泳教室等の事業実施に関すること。

(開館時間)

第5条 健康づくりセンターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 第3条第1号に掲げる施設 午前9時から午後10時まで
- (2) 第3条第2号に掲げる施設 次のとおりとする。

ア 平日 午後1時から午後9時30分まで

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。） 午前10時から午後9時30分まで

(休館日)

第6条 健康づくりセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要

と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 木曜日（その日が祝日に当たるときは、その直後の平日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（利用の許可）

第7条 健康づくりセンターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 健康づくりセンターのスタジオ、休憩室及び多目的室を専用利用（不特定多数の者が利用できない状態にすることをいう。以下同じ。）する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用の不許可）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、健康づくりセンターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 健康づくりセンターの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不適當と認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、専用利用を許可しない。

(1) 健康づくりセンターが自主事業を開催するとき。

(2) 専用利用が他の利用に支障があると認めるとき。

（使用料）

第9条 健康づくりセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、使用料の全部又は一部を減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の取消し等）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 許可を受けた目的以外に健康づくりセンターを利用し、又は利用の権利を転貸したとき。

(2) 災害その他の事故により健康づくりセンターの利用ができなくなったとき。

(3) 本市が緊急に利用しなければならなくなったとき。

(4) この条例、この条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、健康づくりセンターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に健康づくりセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第15条 指定管理者の指定に係る手続等は、糸魚川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年糸魚川市条例第225号）によるものとする。

(指定管理者の業務)

第16条 第14条の規定により健康づくりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる健康づくりセンターの事業の実施に関する業務

(2) 健康づくりセンターの利用の許可に関する業務

(3) 健康づくりセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 健康づくりセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりセンターの運営に関し市長が必要と認

める業務

(利用料金)

第17条 指定管理者による管理の場合は、第9条の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者による管理の場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者による管理の場合における利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者による管理の場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

5 指定管理者による管理の場合において、既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者への適用)

第18条 指定管理者による管理の場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、健康づくりセンターの開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

2 指定管理者による管理の場合は、第7条、第8条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第6号で平成23年4月1日から施行)

附 則 (平成25年3月25日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第60号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された改正前の糸魚川市健康づくりセンター条例別表の区分欄に掲げる券は、施行日以後においても、なお従前の例により利用することができる。

附 則（平成28年3月18日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月5日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の糸魚川市健康づくりセンター条例（以下「改正後の条例」という。）による指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 施行日前に発行された改正前の糸魚川市健康づくりセンター条例別表の区分欄に掲げる券は、施行日以後においても、なお従前の例により利用することができる。

別表（第9条、第17条関係）

（1）第3条第1号に掲げる施設

区分		使用料	備考
1回券	一般	530円	
	小学生	260円	

回数券	一般	4,770円	12回分
	小学生	2,340円	
1か月券	一般	7,950円	
	小学生	3,900円	
フィットネスルーム	回数券	2,100円	12回分
	1か月券	3,150円	
スタジオ専用利用	部屋使用料	840円	1時間当たり
	冷暖房使用料	320円	
休憩室専用利用(半面)	部屋使用料	100円	1時間当たり
	冷暖房使用料	100円	

備考

- 1 「小学生」とは小学校及び特別支援学校小学部の児童並びにこれらに準ずる者とし、「一般」とは小学生以外の者（未就学の者を除く。）とする。
- 2 未就学児は、無料とする。
- 3 スタジオ及び休憩室の専用利用については、1回の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、1時間とみなす。
- 4 スタジオ及び休憩室を専用利用する場合のうち教室等で参加者から参加費等を徴収する場合の使用料は、当該使用料（冷暖房使用料を除く。）の3倍の額とする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合は、その都度別に定める。

(2) 第3条第2号に掲げる施設

区分		使用料	備考
1回券	一般	400円	
	小中高校生	200円	
回数券	一般	3,600円	12回分
	小中高校生	1,800円	
1か月券	一般	3,600円	
	小中高校生	1,800円	

多目的室専用利用	部屋使用料	100円	1時間当たり
	冷暖房使用料	100円	

備考

- 1 「小中高校生」とは小学校児童、中学校及び高等学校の生徒並びに特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者とし、「一般」とは小中高校生以外の者（未就学の者を除く。）とする。
- 2 未就学児は、無料とする。
- 3 多目的室の専用利用については、1回の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、1時間とみなす。
- 4 多目的室を専用利用する場合のうち教室等で参加者から参加費等を徴収する場合の使用料は、当該使用料（冷暖房使用料を除く。）の3倍の額とする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合は、その都度別に定める。